

平成24年第2回

福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成24年7月

福島県後期高齢者医療広域連合議会

平成24年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

1	招集告示	1
2	招集年月日	1
3	招集の場所	1
4	会議の時刻	1
5	応招議員	1
6	不応招議員	1
7	出席議員	2
8	欠席議員	2
9	地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
10	議事日程	2
11	本日の会議に付議した事件	2
12	会議の経過	2
	(1) 開会の宣告	3
	(2) 諸般の報告	3
	(3) 議席の指定	3
	(4) 会議録署名議員の指名	3
	(5) 会期の決定	3
	(6) 承認第2号、認定第1号ないし認定第2号、議案第10号ないし第11号の提出	4
	(7) 提案理由の説明	4
	(8) 承認第2号の説明、採決	6
	(9) 認定第1号ないし認定第2号の説明、採決	7
	(10) 議案第10号の説明、採決	12
	(11) 議案第11号の説明、採決	13
	(12) 閉会の宣告	15

1 招集告示

福島県後期高齢者医療広域連合告示第13号

平成24年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を、次のとおり招集する。

平成24年6月28日

福島県後期高齢者医療広域連合長 瀬戸孝則

- (1) 日時 平成24年7月25日(水)午後2時30分
- (2) 場所 福島テルサ 3階 「あぶくま」
- (3) 付議事件
 - ア 専決処分の承認を求めることについて(専決第1号 東日本大震災による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例)
 - イ 平成23年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
 - ウ 平成23年度後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - エ 平成24年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)
 - オ 平成24年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

2 招集年月日

平成24年7月25日

3 招集の場所

福島テルサ 3階 「あぶくま」

4 会議の時刻

平成24年7月25日午後2時30分開会、午後3時23分閉会

5 応招議員

1番 原 正夫君	3番 山口信也君	5番 遠藤栄作君
7番 佐藤正博君	8番 井戸川克隆君	9番 目黒章三郎君
11番 平田 武君	12番 作田 博君	13番 八島博正君
14番 齋藤邦夫君	15番 和知良則君	16番 佐藤長平君

6 不応招議員

2番 渡辺敬夫君	4番 仁志田昇司君	6番 小椋敏一君
----------	-----------	----------

10番 鈴木忠夫君

7 出席議員

「5 応招議員」に同じ。

8 欠席議員

「6 不応招議員」に同じ。

9 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	瀬戸孝則君	副広域連合長	古川道郎君
会計管理者	今福康一君	監査委員	阿部昌志君
事務局長	三浦辰夫君	事務局次長	佐藤栄治君
総務課長	鈴木健一君	業務課長	斎藤裕二君
資格管理係長	佐藤浩二君	給付係長	相川哲也君

10 議事日程

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議席の指定
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 提案理由の説明
- 日程第 6 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
(専決第1号 東日本大震災による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例)
- 日程第 7 認定第 1号 平成23年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 2号 平成23年度後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第10号 平成24年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第11号 平成24年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

11 本日の会議に付議した事件

「10 議事日程」に同じ。

12 会議の経過

事務局次長（佐藤栄治君） 定刻となりましたので、ただいまより定例会を進めて参りたいと思います。

(1) 開会の宣告

議長（作田 博君） ただいま出席議員が定足数に達しておりますので、これより平成24年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

この際ご報告いたします。

2番渡辺敬夫君、4番仁志田昇司君、6番小椋敏一君、10番鈴木忠夫君の4名より欠席の届けがありました。

直ちに本日の会議を開きます。

(午後2時31分)

(2) 諸般の報告

議長（作田 博君） 日程第1、諸般の報告を行います。

本年2月定例会以後に議員の異動がありましたので、ご報告いたします。

平成24年2月29日に関澤和人君、4月24日に遠藤雄幸君が任期満了となりました。

これにより、平成24年4月17日告示の補欠選挙が執行され、井戸川克隆君、齋藤邦夫君の2名が当選されました。

以上で報告を終わります。

(3) 議席の指定

議長（作田 博君） 次に、日程第2、議席の指定を行います。

会議規則第4条第1項の規定により、今回、補欠選挙において当選された井戸川克隆君の議席を8番、齋藤邦夫君の議席を14番に指定いたします。

(4) 会議録署名議員の指名

議長（作田 博君） 次に、日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、15番和知良則君、16番佐藤長平君を指名いたします。

(5) 会期の決定

議長（作田 博君） 次に、日程第4、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期は、本日1日間とし、会期中の日程につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりとすることに異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（作田 博君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定しました。

(6) 承認第2号、認定第1号ないし第2号、議案第10号ないし第11号の提出

議長（作田 博君） 次に、日程第5，承認第2号、認定第1号ないし第2号、議案第10号ないし第11号の提出を行います。

ただいま広域連合長から議案の提出がありました。議案は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

(7) 提案理由の説明

議長（作田 博君） 次に、提案理由の説明を行います。

承認第2号、認定第1号ないし第2号、議案第10号ないし第11号を一括して議題とします。

広域連合長より、提案理由の説明を求めます。

広域連合長（瀬戸孝則君） 皆様方には何かとお忙しいところお集まりいただきまして本当にありがとうございます。

本日、ここに、平成24年第2回の福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集しましたところ、ご参集賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会に提出いたしました案件は、専決処分に係る承認が1件、平成23年度決算認定が2件、平成24年度補正予算に係る議案が2件でございます。

提案理由を申し上げるに先立ちまして、後期高齢者医療制度に関して、広域連合長として制度運営に対する所信を申し上げ、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昨年3月の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故から1年4か月余りが経過いたしました。その間、災害から復旧、復興が進められているものの、今なお、県内外に避難を余儀なくされている方々をはじめ、困難な生活を送られている多くの皆様がいらっしゃいます。本広域連合といたしましては、被災された被保険者の皆様が、避難先等においても、安心して医療を受けられるよう、保険料の減免や窓口における一部負担金の減免などに対応してきたところでございます。本年度におきましても、一部負担金の免除等の期間が延長されたことによりまして、引き続きしっかりした震災対応をしまいたいと考えております。

次に、本制度の運営について申し上げます。

本制度につきましては、発足後4年が経過し、定着しつつあるものと考えているところでありますが、本制度の扱いにつきまして、現在、国会で社会保障と税の一体関連法案の審議がなされており、その中で本制度の廃止法案の今国会提出は見送られ、社会保障制度改革国民会議における議論に委ねられる予定であると聞き及んでおります。

本広域連合といたしましては、本制度の今後の動向に注視しますとともに、被保険者の皆様にとってよりよい制度となるよう、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通して、国に対し、要望してまいりたいと考えております。

次に、平成23年度保険料の収納状況について申し上げます。平成23年度の収納率は99.31%であり、前年度と比較して0.21%アップしております。構成

市町村のご努力によりまして、前年度を上回る収納率を達成することができましたことに、改めて感謝を申し上げます。保険料は、本広域連合の貴重な財源でありますことから、構成市町村との連携を一層深め、収納率の更なる向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、医療給付費について申し上げます。医療給付費は、被保険者数の増加や1人当たりの給付費の伸びなどによりまして年々増加しており、今後においても増加することが予想されます。本年度から取り組んでおります第二次広域計画に基づきまして、レセプト点検業務の強化、健康診査の受診促進や健康づくり事業など、保険者としての機能強化に努めることにより、医療費の適正化を図り、安定的な財政運営を行ってまいりたいと考えております。

最後に、本広域連合といたしましては、事務事業の更なる効率化と組織の安定化を図り、被保険者の皆様が安心して医療を受けられるよう、構成市町村と一体となって、引き続き安定かつ効率的な制度運営に努めてまいりたいと考えておりますので、被保険者の皆様並びに関係各位のご理解とご協力をお願いする次第でございます。

それでは、提案理由の説明を行います。

承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」でございますが、後期高齢者医療保険料の減免について、平成24年度分の保険料が追加されましたことから、東日本大震災による被災者に対する後期高齢者医療保険料の減免に関する条例につきまして、所要の改正を行い、被災された被保険者の皆様に早急に対応するため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものであり、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

認定第1号「平成23年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」でございますが、地方自治法第233条第3項及び同条第5項の規定により、監査委員の審査に付した決算と決算附属書類を添え、監査委員の意見を付けて認定に付するものでございます。

次に、認定第2号「平成23年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」でございますが、前号同様に地方自治法の規定により、監査委員の意見を付けて認定に付するものでございます。

議案第10号「平成24年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,831万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億1,610万4,000円とするものでございます。

議案第11号「平成24年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ53億3,681万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,430億7,971万円とするものでございます。

以上5件について提案理由の説明といたしたいと思っております。よろしくご審議のう

え、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

(8) 承認第2号の説明、採決

議長（作田 博君） 次に、日程第6，承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（専決第1号 東日本大震災による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（三浦辰夫君） それでは、お手元に定例会議案書とA4判横の議案説明資料をご準備いただきたいと存じます。

まず、議案書の1ページをお開き願います。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、2ページに記載の専決1号、東日本大震災による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定の件についてでございます。別冊A4判横の議案説明資料でご説明させていただきたいと思っております。1ページをお開き願います。

改正の趣旨でございますが、東日本大震災の被災者に対する保険料の減免に関しまして、国から新たな減免基準が示されたため、所要の改正を行い、被災された被保険者に早急に対応するため、専決させていただいたものでございます。

改正内容でございますが、(1)をご覧いただきまして、減免対象の保険料額について、原発事故による避難の場合は、平成24年度1年分、また、住宅の損害や収入の減少など、原発事故による避難以外の場合は、平成24年度分のうち、4月分から9月分までの月割算定額を減免の対象とするものでございます。(2)でございますが、収入減少による減免につきましては、主たる生計維持者の収入減少額の算定について、収入額の比較先の表記を「前年」となっていたものを「平成22年」に改めるというものでございます。2ページは、その新旧対照表でございます。そういたしまして、地方自治法第179条第1項により、平成24年6月26日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

以上が承認第2号の説明でございます。ご審議のほど、よろしくようお願い申し上げます。

議長（作田 博君） それでは、承認第2号の質疑を行います。
(「質疑なし」という声あり)

議長（作田 博君） なければ、これをもって承認第2号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」という声あり)

議長（作田 博君） なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。
承認第2号は、これを原案とお認することに異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(作田 博君) ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号は、原案とおり承認されました。

(9) 認定第1号及び認定第2号の説明、採決

議長(作田 博君) 次に、日程第7、認定第1号「平成23年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」及び日程第8、認定第2号「平成23年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は関連がありますので、一括議題といたします。一括議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(作田 博君) 事務局長。

事務局長(三浦辰夫君) それでは、議案書の4ページをお開き願います。

認定第1号、平成23年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について、ご説明申し上げます。お手元に別冊A4判、平成23年度福島県後期高齢者医療広域連合各会計歳入歳出決算書をご準備いただきたいと存じます。

決算書3ページをお開き願います。各会計歳入歳出決算一覧表でございます。合計の欄で一般会計、特別会計合わせまして収入済額2,339億6,593万8,244円。支出済額2,255億460万8,299円。差引残額84億6,132万9,945円でございます。

4ページをお開きください。一般会計歳入歳出決算書でございます。まず、歳入ですが、歳入合計の欄をご覧ください。予算現額が25億1,288万2,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに25億1,186万842円で、予算現額との比較で、102万1,158円の減となっております。6ページをお開きください。歳出でございます。歳出合計の欄をご覧ください。予算現額25億1,288万2,000円に対しまして、支出済額24億6,251万4,407円で、不用額は5,036万7,593円となるものでございます。そういたしまして、歳入歳出差引残額は、下段欄外の4,934万6,435円となり、これは翌年度へ繰り越させていただくものでございます。

8ページをお開き願います。事項別明細書でございます。まず、歳入でございますが、なお、金額は、収入済額の欄をご覧ください。第1款の分担金及び負担金は、運営の共通経費といたしまして、構成市町村からの負担金でございます。7億7,019万2,000円でございます。第2款国庫支出金は、保険料不均一賦課国負担分と低所得者に対する保険料軽減分等の交付金で、合わせて16億5,062万750円でございます。第3款の県支出金は、保険料不均一賦課県負担分で720万6,750円でございます。第4款の財産収入は、特例基金の利子などで282万5,122円でございます。第5款の繰越金は、前年度からの繰越金で7,396万3,476円でございます。第6款の諸収入は、歳計現金の運用

利子などで61万1,768円でございます。第7款の繰入金は、臨時特例基金繰入金で644万976円でございます。歳入合計といたしましては、一番下段の欄でございますが、25億1,186万842円となったものでございます。

次に、10ページをお開き願います。歳出でございます。支出済額の欄をご覧ください。第1款の議会費でございますが、69万718円でございます。第2款の総務費でございますが、備考に記載のとおり派遣職員人件費、総務系職員7名分でございますが、それ及び事務局の管理運営費等で7,715万6,423円でございます。

続いて、12ページをご覧くださいと存じます。第3款の民生費でございますが、低所得者の保険料軽減分に交付されます臨時特例交付金による基金積立や制度運営のための電算システムの経費等特別会計への事務費等繰出金、また、派遣職員人件費、こちらは業務系職員16名分になります。などで23億8,466万7,266円となり、歳出合計が24億6,251万4,407円、全体の不用額は5,036万7,593円となったものでございます。そういったしまして、一般会計決算における収支差引残額は、先ほど6ページでもご説明申し上げましたが、4,934万6,435円となり、翌年度へ繰り越したすものでございます。

14ページをお開き願います。実質収支に関する調書でございますが、これは記載のとおりでございますので、ご覧いただきたいと存じます。

以上が認定第1号、平成23年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定についての説明でございます。

続きまして、議案書にお戻りいただきまして、5ページをお開き願います。認定第2号、福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。ご説明は同じく別冊の決算書により説明させていただきます。

別冊の決算書をご覧くださいまして、16ページをお開き願います。まず、歳入でございます。歳入合計の欄をご覧くださいと存じますが、予算現額2,299億5,190万7,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに2,314億5,407万7,402円で、予算現額との比較で15億217万402円の増となったものでございます。

18ページをお開きください。歳出でございます。歳出合計の欄をご覧ください。予算現額2,299億5,190万7,000円に対しまして、支出済額は2,230億4,209万3,892円で、不用額は69億981万3,108円となるものでございます。そういったしまして、歳入歳出差引残額は、下段欄外の84億1,198万3,510円となり、翌年度へ繰り越させていただくものでございます。

20ページをお開きください。事項別明細書でございます。詳細についてご説明を申し上げます。まず、歳入でございますが、第1款の市町村支出金は、備考記載内容と併せてご覧いただきたいと存じますが、市町村からの被保険者の保険料収入、また、保険料軽減分を公費で負担します保険基盤安定負担金、療養給付費の定率負

担金、そして、健康診査事業負担金、合わせまして収入済額の欄をご覧くださいまして、333億4,005万3,001円となったものでございます。第2款の国庫支出金でございますが、国庫負担金としまして療養給付費の定率負担金、あと高額療養費に係る負担金、これはレセプト1件80万円超える医療費の部分の4分の1相当分でございますが、国から来ております。国庫補助金でございます。国庫補助金としましては、調整交付金は、各県ごとの所得格差を是正するための普通調整交付金と特別な事情により算定される特別調整交付金、あと後期高齢者補助金としましては、東日本大震災で被災した被保険者の保険料の減免及び一部負担金の免除に要した経費に対する災害臨時特例保持補助金などで800億7,766万9,350円でございます。第3款の県支出金でございますけど、療養給付費の定率負担金及び高額療養費に係る負担金と合わせまして181億8,082万3,452円でございます。

次の22ページをご覧ください。第4款支払基金交付金でございますが、社会保険診療報酬支払基金より現役世代からの後期高齢者支援金として交付されるもので、904億8,793万8,000円でございます。

第5款特別高額療養費共同事業交付金でございますが、これは1件400万円を超える高額なレセプトが発生した場合、広域連合の財政運営を安定化させるために、各広域連合の拠出金を財源としまして交付されるもので、3,504万4,857円となっております。

第6款の繰入金でございますが、一般会計からの事務費等繰入金、保険料不均一賦課繰入金、更に特別対策に係る基金繰入金で22億5,556万769円でございます。

第9款諸収入は、利子収入、あと交通事故などの損害賠償請求権を取得した者に対する第三者納付金、雑入などで2億7,491万1,461円となったものでございます。そういったしまして、歳入合計は2,314億5,407万7,402円となったものでございます。

次に、歳出でございますが、26ページをお開き願います。第1款総務費でございますけど、制度運営のための経費でございますが、支出済額の欄をご覧くださいまして、6億9,704万6,525円となっております。特に大きなものは備考に記載されておりますが、福島県国民健康保険団体連合会に委託しております電算処理委託費でございます。

次、28ページをお開き願います。第2款の保険給付費でございますが、被保険者が医療機関で診察等を受けた場合に給付されます療養の給付等に係る費用で2,193億19万9,983円となったもので、歳出全体の98.32%となっております。なお、給付費等の内訳など、詳細は備考に記載の療養の給付費、入院時食事療養費などがございます。

次に、30ページをご覧ください。第3款の県財政安定化基金拠出金でございますが、財政安定化のために国、県、広域連合が3分の1ずつ拠出して、県に設置し

ております県財政安定化基金への拠出金でございます。広域連合分といたしまして、2億2,586万4,000円となっております。

第4款でございますが、特別高額医療費共同事業拠出金でございます。これは1件が400万円を超える高額レセプトに対して交付金を出す共同事業への本広域連合分の拠出金でございます。5,065万9,105円となっております。次ページ、32ページをご覧ください。第5款保健事業費でございますが、被保険者の健康増進保持を図るため、市町村に委託し実施しました健康診査事業でございます。3億5,462万7,578円となったものでございます。

第7款の諸支出金でございますが、定率負担金、支払基金交付金負担金など、精算による償還金などで24億1,369万6,701円となったものでございます。そういたしまして、歳出合計は、2,230億4,209万3,892円となり、特別会計決算における収支差引額は、先ほども18ページでご説明申し上げましたが、84億1,198万3,510円となり、翌年度へ繰り越させていただきます。

次に、34ページをお開き願います。7実質収支に関する調書ですが、これは記載のとおりでございますので、ご覧いただきたいと存じます。

次、35ページ、財産に関する調書でございます。該当する部分は、一番下の4の基金の部分でございます。後期高齢者医療制度臨時特例基金でございます。決算年度末現在高が23億3,473万5,000円となるものでございます。

次に、37ページをお開きいただきたいと存じます。ここからは、主要な施策の成果報告書でございます。主なもののみご説明させていただきますが、その中で44ページをお開きいただきたいと存じます。特別会計の部分になりますが、保険料の収納率でございます。中程の参考の表にありますように、各市町村において収納対策に取り組んでいただいた結果、昨年度を0.21%上回る99.31%の収納率を達成できたということでございます。

次に、51ページをお開きください。ページの一番下になりますが、才保険者機能強化事業でございます。具体的には次のページの成果のところをご覧いただきたいと思いますが、その中で(イ)、重複・頻回受診訪問指導でございます。医療費の適正化を図るために行っているものでございますが、保健師や看護師が対象者を訪問いたしまして、対象者と申しますのは、ここに記載されておりますが、重複は、同じ月に5医療機関以上の受診が3か月以上、3か月継続した方、あと頻回という対象は、同じ月に同一医療機関に20回以上の受診が3か月継続した方を対象とさせていただいておりますけれども、その方々を訪問いたしまして、身体状況の把握や受診、服薬の指導を行っているものでございます。平成22年度からは民間に委託して、実施しております。なお、平成23年度は、郡山市、須賀川市、二本松市、本宮市、大玉村で実施いたしました。

次に、(エ)レセプトの2次点検をご覧いただきたいと思いますが、これはレセプトの再審査を委託して行っておりまして、その中で疑義があるものにつきまして、再審査の申し出を行っているものでございます。再審査申し出件数、また、

それにより認められた件数、金額とも、昨年度に比べ増加しておりまして、順調に成果を上げているものと考えているところでございます。

また、(オ)でございますが、ジェネリック医薬品希望者カードを全被保険者に配布するとともに、200円以上の効果が見込まれる対象者に差額通知を送付することで、ジェネリック医薬品、後発医薬品でございますが、利用促進を図りまして、給付費の適正化、特に薬剤費の適正化に努めたところでございます。

次に、58ページをお開き願います。5款保健事業費でございますが、被保険者の健康の保持、そして、生活習慣病の早期発見のためには、健康診査が重要であるところとらえまして、市町村と委託契約を締結しまして実施しておる事業でございます。59ページの中頃の成果に受診率を記載しておりますが、前年度から3.6%上がった18.53%の受診率でございました。この受診率がアップしたのは、平成23年度から自己負担を無料、それまでは自己負担1,000円をいただいておりますが、その自己負担分を無料にしたことで、より受診しやすい態勢が整えられたことによるものと考えているものでございます。

以上が、認定第2号、福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての説明でございます。なお、本決算につきましては、監査委員による決算審査が行われ、別冊のとおり審査意見書が提出されておりますので、地方自治法第233条第3項の規定によりまして併せてご報告いたします。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長(作田 博君) 次に、監査委員から決算審査の意見を求めます。

監査委員(阿部昌志君) 監査委員を務めております阿部でございます。平田監査委員も同意見でございますので、私から平成23年度の決算及び基金運用状況審査の結果につきまして、ご報告申し上げます。お手元の審査意見書をご参照いただきたいと存じます。

去る平成24年6月25日、平田委員とともに平成23年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに特例基金の運用状況につきまして、審査を実施いたしました。その結果でございますが、審査に付されました一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書等は、関係法令に準拠して作成されているものと認められました。また、決算の係数に関しましても、関係帳票及び証拠書類と照合いたしましたところ、正確であると認められました。基金の運用状況を示す書類の計数につきましても関係書類と符合しており、正確であると認められました。

次に、決算の概要についてでございますが、先ほど詳しくご説明がございましたとおり、審査意見書にもまとめてございますが、適正かつ効率的に予算が執行され、健全な財政運営であると判断いたします。

以上を踏まえまして、若干審査意見を申し上げます。

昨年3月の東日本大震災及び原子力発電所の事故により、現時点においても、保険料の減免や一部負担金の還付など、関連の業務が継続していることかと思います

が、被災された方への対応に万全を期するとともに、被保険者の皆様が安心して医療を受けることができますよう、更には、今後も上昇が予想される医療給付費に対して、適切に対応できますよう、構成市町村との連携を密にして、健全な財政運営を基本とし、引き続き適正な財務管理と効率的かつ効果的に事務処理をお願いしたいと考えております。

私からの報告は、以上でございます。

議長（作田 博君） ただいまの監査委員の阿部昌志君の意見を踏まえ、認定第1号及び認定第2号の質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（作田 博君） なければ、これをもって認定第1号及び認定第2号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」という声あり）

議長（作田 博君） なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。採決は、案件ごとに行います。

認定第1号は、これを原案どおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（作田 博君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号は、原案どおり認定されました。

議長（作田 博君） 次に、認定第2号は、これを原案どおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（作田 博君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号は、原案どおり認定されました。

（10）議案第10号の説明、採決

議長（作田 博君） 次に、日程第9、議案第10号「平成24年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（三浦辰夫君） それでは、議案書の方の6ページをお開き願います。

議案第10号、平成24年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。補正予算書は、7ページから14ページまでの記載となっておりますが、別冊A4判横の平成24年度補正予算書説明資料によりましてご説明させていただきたいと存じます。説明資料の1ページをお開きください。これは補正額をまとめたものでございます。補正額でございますが、歳入歳出とも1,831万2,000円を追加するものでございます。

まず、歳入でございますが、繰越金405万7,000円の増でございます。こ

これは東日本大震災の被災者の一部負担金還付業務等を行うための費用1,103万9,000円の財源を、当初は臨時特例基金繰入金としておりましたが、特別調整交付金が交付されましたことから、この当初予定しておりました臨時特例基金繰入金1,103万9,000円を全額減額いたしまして、後期高齢者医療特別会計繰入金に同額1,103万9,000円と東日本大震災の被災者の一部負担金還付業務等の従事期間を来年3月まで延長するために要する費用405万7,000円の合計1,509万6,000円を追加するものでございます。繰越金につきましては、23年などの決算でご説明しましたように、24年度の繰越金4,934万6,000円が確定しましたことから、24年度当初予算で計上しておりました繰越金3,509万1,000円との差額1,425万5,000円を追加するものでございます。

次に、歳出でございますが、まず、総務費につきましては、総務管理費の小計の一番下の段に記載のとおり、140万2,000円を追加するものでございます。これは東日本大震災の被災者の一部負担金還付業務等の従事期間を来年3月まで延長するための費用として、総務課職員5名分の時間外手当25万8,000円と臨時職員1名の雇用期間を6か月延長するための臨時職員雇用費114万4,000円を追加したものでございます。

次に、民生費でございますが、一部負担金還付業務等の業務課職員16名分の時間外手当の追加分265万5,000円でございます。

また、予備費でございますけれども、繰越金で追加した1,425万5,000円と同額を追加するものでございます。

2ページをお開きいただきますと、これは補正後の額でございます。歳入歳出とも12億1,610万4,000円となるものでございます。

以上が議案第10号、平成24年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）の説明でございます。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

議長（作田 博君） それでは、議案第10号の質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（作田 博君） なければ、これをもって議案第10号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「討論なし」という声あり）

議長（作田 博君） なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第10号は、これを原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（作田 博君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、原案どおり可決されました。

（11）議案第11号の説明、採決

議長（作田 博君） 次に、日程第10、議案第11号「平成24年度福島県後期

高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局長（三浦辰夫君） 議案書の16ページをお開き願います。

議案第11号、平成24年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。補正予算書は、17ページから24ページまでの記載となっておりますが、引き続き平成24年度補正予算書説明資料によりまして、ご説明させていただきます。

説明資料の3ページをお開き願います。まず、歳入の補正額でございますが、右下計の欄に記載のとおり、53億3,681万1,000円を追加するものでございます。内訳でございますが、国庫支出金、国庫補助金の特別調整交付金11億1,993万3,000円の追加につきましては、平成23年度に交付される予定でありました災害臨時特例補助金及び特別調整交付金が、24年度に交付されたものでございます。

次に、繰入金、基金繰入金1,719万1,000円の減でございますが、当初広報活動経費を臨時特例基金から繰り入れる予定でございましたが、特別調整交付金が交付されましたことから、広報活動事業のうち震災対応分の経費について減額するものでございます。また、繰越金では、平成23年度決算の確定に伴いまして、療養給付費負担金等繰越金57億8803万円を追加するとともに、その他繰越金が当初予算を下回ったことから、その差額15億5,396万1,000円を減額しまして、歳入補正額は、右下計の欄、53億3,681万1,000円となるものでございます。

4ページをお開きください。補正後の額でございますが、右下計の欄にございませとおり、2,430億7,971万円となるものでございます。

続いて、5ページをお開きいただきたいと存じます。次に、歳出でございます。歳出補正額を歳入補正額同額の53億3,681万1,000円とするものでございます。総務費といたしましては、2,004万8,000円の追加でございますけれども、給付管理費1,335万5,000円の追加は、一部負担金還付業務に係る委託料等でございます。

また、臨時特例基金事業669万3,000円の追加は、震災対応市町村に対する市町村への補助でございます。

また、決算が確定しましたことから、諸支出金、下の段でございますが、諸支出金で市町村への保険料還付金9,035万6,000円、歳入でご説明いたしました、給付費精算に係る国庫等への返納償還金等56億6,303万円、震災対応に係る事務経費の一般会計への繰出金1,509万6,000円を追加するとともに、その他の繰越金が当初見込みを下回ったため、予備費を4億5,171万9,000円減額するものでございます。

6ページをお開きいただきますと、補正後の額となっております。右下合計の欄

のとおり、歳入同額の2,430億7,971万円となるものでございます。

7ページをお開きいただきますと、これは参考資料ということで付けさせていただきましたが、補正の歳入歳出を項目ごとに記載したものでございますので、ご参照いただければと存じます。

以上が議案第11号、平成24年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明でございます。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

議長（作田 博君） それでは、議案第11号の質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（作田 博君） なければ、これをもって議案第11号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「討論なし」という声あり）

議長（作田 博君） なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第11号は、これを原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（作田 博君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、原案どおり可決されました。

（12）閉会及び閉議の宣告

議長（作田 博君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

以上で会議を閉じ、平成24年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

（午後3時23分）